

質問	回答
<p>重要事項に関する規定において(2)職員の職種、員数及び職務内容について常勤名、非常勤名、兼務等の明記をしているが細かな表記は必要か。 ○名以上の表記としてもよいか。</p>	<p>人員基準を満たしている人数(加算等による必要数含む)以上記載しているようでしたら、問題ありません。</p>
<p>集団指導資料:P35 退院退所加算説明(3)の「利用者家族に提供した文章の写しの添付」とはどこに添付すればよいか。</p>	<p>居宅サービス計画等記録した文書に添付してください。</p>
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料「実地指導結果からみた留意点等について」6頁に記載の「条例第6条(内容及び手続の説明及び同意)」の2の内容(前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された……理解を得なければならない)とあるが、利用者全てに同意を取らなければならないのか。それとも、利用開始サービスが「訪問介護・通所介護・福祉用具及び地域密着型通所介護」の利用者のみの同意が必要か。</p>	<p>すべての利用者の同意が必要です。</p>
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料「実地指導結果からみた留意点等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P6 ケアマネの退職に伴う人数の変更は運営規定の変更届が必要か。 ・P6 「前6カ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数」とは更新の為作成したケアプランも含まれると考えてよいのか。また、作成件数が少ない場合、訪問介護等の占める割合に偏りが出ると考えられるがそれで良いのか。 ・P11, P18 アセスメント、モニタリングについて、令和2年3月3日の通知「新型コロナウイルス感染症にかかる取り扱いについて」のとおり、対応を継続してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に明確な人数が記載されている場合には変更が必要です。～人以上、等の記載である場合は不要です。 ・貴見の通り。 ・貴見の通り。継続してよい。

質問	回答
<p>「区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高い居宅サービス計画の届出」について。 該当するケースがある場合、解釈通知第2-3-(7)20では「市町村に届け出ることとする」とあるが、条例第15条では「市からの求めがあった場合」には届け出るとある。新潟市においては、市から求めがなければ届け出は必要ないという理解でよいか。</p>	<p>貴見の通り。ただし新潟市から求めがあった際に提出できるようにはしておいてください。</p>
<p>医療系のサービスを利用する際のサービス担当者会議には主治医にも参加を求めるあるいは事前に意見を求めるものであるが、例えば「サービス担当者に対する照会」等文書による意見を求めても担当者会議当日までに返答がなかった場合は、その旨を記録として残しておけばよいか。</p>	<p>事前に意見をもらう、またはサービス担当者会議への同席が望ましいですが、どうしても期日までにももらえない場合はその旨記録し、後日照会等により意見をもらってください。</p>

質問	回答
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料「実地指導結果からみた留意点等について」 一人事業所の取り扱いについて。 P25 [条例第29条(虐待の防止)]新規 (1)当該指定居宅介護事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について介護支援専門員に周知徹底すること (3)当該指定居宅支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 →個別で別の研修にでたり、同じ施設内の同法人の研修に参加でよいか。委員会としての設立は1人でよいか。 P27 ハラスメントを防止するための方針の明確化その他必要な措置を講じなければならない。 →同法人の研修や他研修に参加したり、マニュアル作成の取り組みでよいか。 P29 災害等発生における業務継続計画の策定及び従業員への研修・訓練の実施の規定が新設されました。 →業務継続計画の作成・同法人の研修実施や参加でよいか。 P30 令和3年改正により、感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会開催時についての規定が新設されました。 →業務継続計画の作成・同法人の研修実施や参加でよいか。</p>	<p>すべてその通りです。 一人ケアマネの方は、他のケアマネの方への周知等には行えないと思いますのでそういった箇所については読み替えてください。</p>
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料「実地指導結果からみた留意点等について」 P29の業務継続計画の策定について、一人ケアマネ事業所でも策定が必須か。</p>	<p>・一人ケアマネの事業所でも策定が必要ですが(令和6年3月31日までは努力義務)、同通知文に記載されている介護支援専門員への周知等に関しては不可能ですので、ここに関しては研修への参加等で結構です。</p>